

生駒市条例第20号

生駒市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年6月18日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例

生駒市職員の再任用に関する条例（平成13年3月生駒市条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則第2条中「地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）附則第18条の2第1項第1号」を「厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）附則第7条の3第1項第4号」に改める。

附 則

この条例は、平成27年10月1日から施行する。